

第9回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月28日(木) 午後2時30分から午後3時00分
2. 開催場所 網走市役所西庁舎2階会議室
3. 出席委員 16人
- | | | |
|---------|-----|------|
| 会長 | 17番 | 山田健一 |
| 会長職務代理者 | 13番 | 山本登 |
| 委員 | 2番 | 居内和則 |
| | 3番 | 松尾貴子 |
| | 4番 | 首藤勝広 |
| | 5番 | 安達耕平 |
| | 6番 | 福田稔 |
| | 7番 | 鬼塚秀明 |
| | 8番 | 鈴木圭一 |
| | 9番 | 藤田政揮 |
| | 10番 | 遠藤優一 |
| | 11番 | 鎌田直人 |
| | 12番 | 中川一弘 |
| | 14番 | 相馬正人 |
| | 15番 | 川崎伸弘 |
| | 16番 | 矢萩一毅 |
4. 欠席委員 1番 川尻秀一
5. 議事日程
- | | |
|--------|---|
| 報告第 1号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について |
| 議案第 1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について |
| 議案第 2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第 3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第 4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定及び同計画策定の要請について |
| 議案第 6号 | 農地移動適正化あっせん基準価格について |
| 議案第 7号 | 「令和6年度最適化活動の目標の設定等」の策定について |
6. 議事録署名委員 2番 居内和則 3番 松尾貴子
7. 出席事務局職員
- | | |
|-------|------|
| 事務局長 | 川合正人 |
| 事務局次長 | 高畑公朋 |
| 農地係長 | 石垣友伯 |
| 農地係主査 | 廣野武 |
| 農地係主事 | 畠山雅貴 |

8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第9回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は16名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。なお、1番、川尻委員から欠席の報告がありました。 本日の会議の議事録署名委員として、2番、居内委員、3番、松尾委員の両委員を指名いたします。 それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について」、事務局に報告の説明を求めます。
事務局 議長	(報告第1号の朗読説明) 報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし)
事務局	なければ、以上で報告を終わります。それでは議案の審議に入ります。議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第1号について説明) なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1頁に記載しております。以上です。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。 (質疑なし) それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり)
事務局	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。
事務局	(議案第2号の朗読説明) なお、議案第2号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものですが、別紙資料1の2から4頁に記載しておりますように、申請内容及び現地調査等における調査結果では不許可要件には該当しないとのことです。以上です。
議長	それでは、おはかりいたします。議案第2号については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件を満たすものとして原案どおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なしとの声あり)
事務局	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第3号の朗読説明) なお、議案第3号につきましては、農地法第5条の許可要件を満たす必要がございま

事務局
議長
事務局
議長
8番
議長
事務局長
議長
事務局
議長
8番
議長

すが、申請書と現地調査結果等に基づく審査基準表につきましては、別紙資料1の5から6頁に記載しております。以上です。

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号については、農地法第5条の許可基準を満たすものとして原案どおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第4号については、初めに1番から9番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。
(議案第4号1番から9番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の7頁に記載しております。以上です。

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

はい、何もございませんでした。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号1番から9番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号10番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、私は退席いたします。
(山田会長 退席)

議長が退席されましたので、10番については、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び網走市農業委員会会議規則第31条第1項の規定により、会長職務代理者が議長となり議事を進行いたします。
(山本会長職務代理者 議長席へ着席)

それでは、議案第4号10番の審議を再開します。事務局に議案の説明を求めます。
(議案第4号10番の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の7頁に記載しております。以上です。

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

はい、何もございませんでした。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ござ

議長

いませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号10番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。それでは、議案第4号10番の審議が終了しましたので、ここで議長を交代します。

(山本会長職務代理者 自席へ着席)

(山田会長 議長席へ着席)

事務局長
議長

これ以降、再び、会長が議長となり議事を進行いたします。

次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定及び同計画策定の要請について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積等促進計画(案)の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等の各要件を満たすことが必要です。各要件につきましては別紙資料1の8頁に記載しております。以上です。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

8番
議長

はい、何もございませんでした。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり農地中間管理機構へ要請することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん基準価格について」を議題とします。本件については、農地常任委員会において審議した案件であることから、先に委員長の報告を求めます。

8番

本件、「農地移動適正化あっせん基準価格」につきましては、「網走市農業委員会組織規程」の規定により農地常任委員会の所掌事務とされておりますことから、本年2月の農地常任委員会において内容を審議したところでございます。審議の結果といたしましては、令和2年度に見直しを行っており、次年度のあっせん基準価格については、据え置くことが妥当との結論にいたっております。なお、詳細については、事務局より説明いたします。

事務局
議長

(議案第6号の朗読説明)

委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第6号「農地移動適正化あっせん基準価格について」は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

議長

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第7号「令和6年度最適化活動の目標の設定等の策定について」を議題とします。

本件については、農政常任委員会に案の作成を付託した案件であることから、先に委員長の報告を求めます。

10番

議案第7号についてですが、本年1月の第7回総会後において、農政常任委員会に案の作成が付託されたことから、本年2月に農政常任委員会を開催し、内容の検討を行い案を作成したものでございます。なお、内容の詳細については、事務局より説明いたします。

事務局
議長

(議案第7号の朗読説明)

委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第7号につきまして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第9回総会を閉会いたします。